

4－3 身体障害者旅客運賃割引規程

身体障害者旅客運賃割引規程

制定 平成 2年 2月 1日 規第 224号

改定 令和 6年 7月 1日 規第1237号

(適用範囲)

第 1 条 この規程は、身体障害者が、単独または介護者とともに、当社の経営する鉄道（以下「当社線」という。）内各駅相互間または当社線と連絡運輸の取扱いをする他社線（以下「連絡会社線」という。）にまたがる各駅相互間を乗車する場合に適用する。

(身体障害者)

第 2 条 この規程において「身体障害者」とは、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者をいう。

2. 前項の身体障害者を、次に掲げる第1種身体障害者および第2種身体障害者に分ける。

(1) 「第1種身体障害者」とは、次に掲げる者および障害度がこれよりも重い者をいう。

ア. 両眼の視力がそれぞれ0.06以下の者

イ. 両眼の視野がそれぞれ10度以内でかつ両眼による視野について視能率による遺失率が90%パーセント以上の者

ウ. 両耳の聴力が耳介に近接しなければ大声語を理解し得ない者

エ. 両上肢を中手指関節以上でまたは両下肢をショパール関節以上で失った者

オ. 両上肢または両下肢の機能を著しく障害された者

カ. 体幹の機能障害により起居、移動の困難な者

キ. 心臓、腎臓、呼吸器または小腸の機能の障害により、社会での日常生活活動が著しく制限された者

ク. ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能の障害により、社会での日常生活活動が著しく制限される者

ケ. ぼうこうまたは直腸の機能の障害により、家庭内の日常生活活動が著しく制限された者

コ. 前各号の障害の種類を2以上有し、その障害の総合程度が前各号に準ずる者

(2) 「第2種身体障害者」とは、前号以外の者という。

(介護者)

第 3 条 身体障害者が、第1種身体障害者および定期乗車券を使用する12歳未満の第2種身体障害者であるときは、身体障害者1人に対して1人の介護者をつけることができる。

2. 前項の介護者は、鉄道係員が介護能力があると認められる者であって、その購入する乗車券の種類・乗車区間および有効期間が身体障害者と同一で、身体障害者の乗車券と同時に購入するものでなければならない。

3. 前項にかかわらず、身体障害者が幼児であるときは、旅客営業規則第39条第3項の規定を準用し当該身体障害者を無賃で取扱うことができる。この場合、介護者に対しては、第4条第1項に規定する割引乗車券を単独で発売するものとする。

(注) 介護者が無賃で随伴できる幼児は、本規定を準用した幼児の身体障害者を含め、2人までである。

(割引乗車券の種類)

第 4 条 身体障害者に対して割引きの取扱いをする乗車券の種類は、次の通りとする。

(1) 普通乗車券 第1種身体障害者が単独または介護者とともに乗車する場合および第2種身体障害者が単独で乗車する場合に発売する。

(2) 定期乗車券 第1種身体障害者および12歳未満の第2種身体障害者が介護者とともに乗

車する場合に発売する。

(3) 回数乗車券 第1種身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する。

2. 介護者に対して割引きの取扱いをする乗車券の種類は、前項の規定により身体障害者が介護者とともに乗車する場合に発売する乗車券と同一とする。ただし、身体障害者に対して通学定期乗車券を発売する場合であっても、介護者に対して発売する定期乗車券は、前条第2項の規定にかかわらず、通勤定期乗車券に限るものとする。

(注) 介護者が通学定期乗車券の使用資格者であっても、介護者に対しては、通学定期乗車券を発売しない。

(取扱区間)

第5条 身体障害者および介護者に対して発売する割引乗車券の取扱区間は、当社線および連絡会社線の各駅相互間とする。ただし、身体障害者が普通乗車券によって当社線と連絡会社線とにまたがり単独で乗車する場合は、片道の営業キロが100キロメートルをこえる区間に限る。

(割引率)

第6条 身体障害者および介護者に対する割引率は、5割とする。ただし、小児定期乗車券に対しては、旅客運賃の割引きをしない。

(割引乗車券の購入申込み)

第7条 身体障害者が割引乗車券を購入する場合は、身体障害者手帳を発売箇所に呈示し、口頭または適宜な申込み書をもって必要な乗車券の申込みをしなければならない。

(介護者の同行)

第8条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券は、身体障害者と、その介護者とが同一の列車により乗車する場合に限って有効とする。

(割引乗車券の旅客運賃の払いもどし)

第9条 第3条第2項に規定するところにより購入した乗車券に対する旅客運賃の払いもどしは、身体障害者に対する乗車券とその介護者に対する乗車券とについて、ともに行なう場合に限って取扱う。

(身体障害者手帳の携帯)


第10条 身体障害者またはその介護者は、乗降の際および乗車中は身体障害者手帳を携帯して、鉄道係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。

(乗車券の発行方等)


第11条 身体障害者が身体障害者手帳を呈示し、乗車券の購入を申出たときは、同手帳の記載事項を確認のうえ、次の各号に定めるところにより発行するものとする。

(1) 第1種身体障害者または第2種身体障害者が単独で乗車する場合

ア. 大人に対して発行する場合は、次による。

(ア) 常備乗車券で発行する場合は、旅客運賃を訂正しないで発行する乗車券面に  (直径1cm) の表示を行ない発行する。

(イ) 常備式大人小児用の乗車券で発行する場合は、旅客運賃を訂正しないで小児断線から切断し、甲片は旅客に交付し、乙片は窓口多機能機営業日報に添付して営業課長に提出するものとする。

この場合乗車券の甲、乙各券片に  (直径1cm) の表示を行なう。


(ウ) 補充乗車券で発行する場合は、一般規定によるほか乗車券片に (イ) の表示を行なう。

イ. 小児に対しては、普通補充券等によりアに準じて発行する。

ただし、当社線内各駅相互間にかぎり、常備式大人小児用の乗車券で発行することがで



きる。この場合ア（イ）による表示のほか、甲、乙各券片に⓪の表示を行なう。

- (2) 第1種身体障害者が介護者とともに乗車する場合および12歳未満の第2種身体障害者が介護者とともに定期乗車券により乗車する場合は、前号に準じて発行する。この場合、乗車券の甲・乙各券片に次の表示を行なう。

身体障害者に対する乗車券  (直径 1 c m)

介護者に対する乗車券  (直径 1 c m)

(注) 身体障害者の小児用定期乗車券は、旅客運賃を割引しないが乗車券面には所定の表示をすること。

2. 第3条第3項により介護者に発売する割引乗車券の券面には、所定の割引の  の表示のほかに  の表示をするものとする。
3. 前項の場合に、補充券で発行したときは控片に「6歳未満」と赤字で記入する。

(乗車券簿に記入方)

第12条 (削 除)

(その他の取扱方)

第13条 前各条の規定以外の取扱方は、旅客運送に関する一般の規定による。

付 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。